

大阪大学春日丘ハウス研究者等短期宿泊施設使用細則

(趣旨)

第1条 この細則は、大阪大学春日丘ハウス規程第9条の規定に基づき、春日丘ハウスに置く研究者等短期宿泊施設(以下「短期施設」という。)の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用資格)

第2条 短期施設を使用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大阪大学(以下「本学」という。)において、研究又は教育に従事する単身の外国人の特任教員、特任研究員及び非常勤講師、外国人研究員並びに外国人招へい研究員
- (2) 本学で開催するシンポジウム、セミナー等に参加するため来訪した外国人研究者
- (3) 本学へ見学、研究打合せ等のため来訪した外国人研究者
- (4) 本学との共同研究に携わる他の大学又は研究機関の研究者
- (5) 本学の医学部附属病院又は歯学部附属病院の患者又はその家族等
- (6) その他春日丘ハウスの管理運営を統括する理事(以下「理事」という。)が適当と認めた者

(使用期間)

第3条 短期施設を使用できる期間は、原則として1月未満とする。ただし、理事が特に必要と認めた場合は、さらに1月未満の期間で延長を認めることができる。

(使用申請)

第4条 短期施設の使用(使用期間の延長を含む。以下同じ。)を希望する者は、あらかじめ所定の使用申請書を理事に提出し、その許可を受けなければならない。

(使用許可)

第5条 理事は、前条の使用申請に対して使用を許可したときは、使用許可通知書を本人に交付する。

(使用料)

第6条 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別に定めるところにより、使用料を納付しなければならない。

2 既納の使用料は、返付しない。

(許可の取消し等)

第7条 理事は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 使用者が、所定の期日までに前条に定める使用料を納付しないとき。
- (2) 使用者が、第11条又は第13条の規定に違反して春日丘ハウスの管理運営に重大な支障を与えたとき、又は与えるおそれがあるとき。
- (3) 使用者が、第12条に規定する損害賠償等の義務を履行しないとき。
- (4) 施設の改修その他本学の管理運営上やむを得ない事由があるとき。

2 理事は、前項の規定に基づき、使用の許可を取り消したときは、使用許可取消通知書を本人

に交付する。

3 前2項の規定に基づき許可を取り消されたことにより、使用者が被る損失については、本学はその責を負わないものとする。

(退去)

第8条 使用者が次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに退去しなければならない。

(1) 使用許可期間が満了したとき。

(2) 第2条に定める使用資格を失ったとき。

(3) 前条の規定により使用の許可が取り消されたとき。

(使用の変更及び中止)

第9条 使用者は、使用内容を変更し、又は使用を取り止めようとするときは、直ちにその旨を理事に申し出て、その許可を受けなければならない。

(入室時間及び退去時間)

第10条 使用者は、原則として使用開始日の午後3時から午後9時までの間に入室するものとし、使用終了日の午前7時から午前10時までの間に退去するものとする。

(使用上の注意義務)

第11条 使用者は、春日丘ハウス内の秩序の維持及びその施設、設備、備品等の保全に留意しなければならない。

(損害賠償等)

第12条 使用者は、その責に帰すべき事由により、春日丘ハウスの施設、設備、備品等を損傷又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(遵守事項)

第13条 使用者は、指定された部屋から許可なく他の部屋に移動したり、部屋を他人に転貸したり、宿泊以外の用に使用したりしてはならない。

2 使用者は、部屋の設備を移動したり、備品を外部に持ち出したりしてはならない。

(事務)

第14条 短期施設の使用に関する事務は、施設部企画課で行う。

(雑則)

第15条 この細則に定めるもののほか、短期施設の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成22年6月1日から施行する。